

第1章 環境報告の考え方

1. 環境報告とは何か

(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン

環境報告とは、事業者が事業活動に関わる環境情報により、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告するものです。

この環境報告を実施することにより事業者は、社会に対して自然資源を利用して事業を行う者としての説明責任を果たし、またステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することができます。

なお、環境報告を実施するにあたっては、このガイドラインに記載した一般原則等に則り、総合的かつ体系的に記述する必要があります。

解説：環境報告書の名称

環境報告は、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、公表形式や公表媒体に関わらず、上記定義に該当するすべての報告が含まれます。

現在、環境報告は「環境報告書」以外にも、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」や「社会・環境報告書」、企業の社会的責任（CSR）に基づく取組の成果を公表する「CSR報告書」等、その内容や作成趣旨によりさまざまな公表形式において実施されています。そのため、名称の如何を問わず環境報告が実施されている報告書であれば、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」とみなします。

解説：環境報告の公表媒体

環境報告の公表媒体には、冊子・印刷物、ウェブ（PDF、HTML、電子ブック等）等さまざまなものがあります。形式・媒体は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮等の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものであれば、環境報告となります。

解説：環境報告の公表・報告

基本的には事業者の事業年度または営業年度に合わせ、少なくとも毎年（度）一回、作成・公表することが望まれます。例えば、環境報告書は会計年度終了時や株主総会等、ステークホルダーへの情報提供にふさわしい時期に作成・公表することが考えられます。ウェブを活用する場合等、公表媒体によっては、その開示内容に応じて公表頻度を多くすることも有効です。

(2) 環境報告の基本的機能

環境報告には、事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部（社会的）機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があります。これらにより、事業者の自主的な事業活動における環境配慮等の取組が推進されます。

外部機能には、次の三つの機能があります。

- ①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
- ②ステークホルダーにとって有用な情報を提供するための機能
- ③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

- ④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能
- ⑤経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告を行う際には、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説：事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。ステークホルダーはその窓を通して、その事業者が環境問題等についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、ステークホルダーからのフィードバックを受けることにより、ステークホルダーが事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができます。

また、幅広いステークホルダーの間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説：①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な担い手である事業者は、その事業活動を通じて公共財である「環境」を利用し、その結果として、「環境」に大きな負荷を発生させています。そのため、「環境」をどのように利用して、どのような環境負荷を発生させているのか、また、これを低減するためにどのような環境配慮の取組を行い、どのような成果を得たのか等について、社会に対して明確に説明する責任があります。環境報告は、その手段として最も重要な地位を占めるものです。

解説：②ステークホルダーにとって有用な情報を提供する機能

取引先や消費者、公共機関等による製品やサービスの選択、投資家や金融機関による投融資先の選択等にあたっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられます。事業者はそのようなステークホルダーの意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

解説：③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進のための機能

事業者が社会に対して事業活動における環境配慮等の取組に関する方針や目標を誓約し公表することにより、社会がその状況进行评估するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められると共に、より高い目標を設定していくことが期待されます。

また、このプレッジ・アンド・レビューの効果は、ステークホルダーとのコミュニケーションを図り、様々な意見や要請を自らの活動にフィードバックすることによって、確実なものとなります。

さらに、環境報告の実施にあたって、外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことにより、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにもつながると考えられます。

解説：④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直し、新たに策定する契機になります。

解説：⑤経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員の教育・研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮等の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営責任者による誓約等を記載することにより、経営責任者自身の意識付けも期待できます。

2. 環境報告と環境配慮経営

(1) 環境報告と環境配慮経営

環境報告において、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を記述することにより、環境配慮経営の状況を適切に利用者に伝えることが可能となります。

このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものです。

解説：「環境配慮経営」という用語を使用する意義

そもそも経営を安定的に継続していくためには、経営の目的が社会のニーズに沿ったものであり、社会の発展に貢献していくものである必要があります。

環境配慮等の取組は、経営が持続可能であるために必要不可欠な活動であり、経営の社会的な存在意義や責任に包含される一つの要素となるべきものです。そのため、本来、環境を経営から切り離すことは意味をなすべきものではありません。ただし、本ガイドラインが環境報告を対象としていることや、事業者による環境配慮等の取組を更に普及促進することが環境政策の一つの目的であることから、敢えて強調して「環境配慮経営」という用語を使用しています。

解説：環境配慮経営と環境への影響

環境配慮経営を行うには、事業活動において利用している自然資源やその利用等に関連して発生する環境への影響を適切に把握することが必要となります。

事業活動に伴って発生する環境への影響には、自らが起因となって発生した環境負荷による外部への影響、及び社会全体で発生した環境負荷による自らへの影響が含まれます。また、環境への影響は直接的なものと、例えば、使用段階における環境負荷など他者等を介して発生する間接的なものがあります。さらに、配慮される影響は環境的側面のみならず、環境に関連する経済的側面や社会的側面の影響も含まれることが望まれます。

そして、事業者による環境配慮が、経済・社会のグリーン化やグリーン・イノベーションを創出し、地球環境の保全と持続可能な発展に寄与するものであることを踏まえると、事業者の事業活動に伴って発生するそれらの影響は、社会経済と事業者との間の正と負の両面にわたる相互影響であると考えられることもできます。

そのため、環境配慮経営の実践においては、原料の調達から廃棄に至るバリューチェーン全体を広く視野に入れて、環境への影響及び関連する経済・社会的影響を削減・管理することで、社会経済の持続可能な発展に貢献していくことが肝要です。

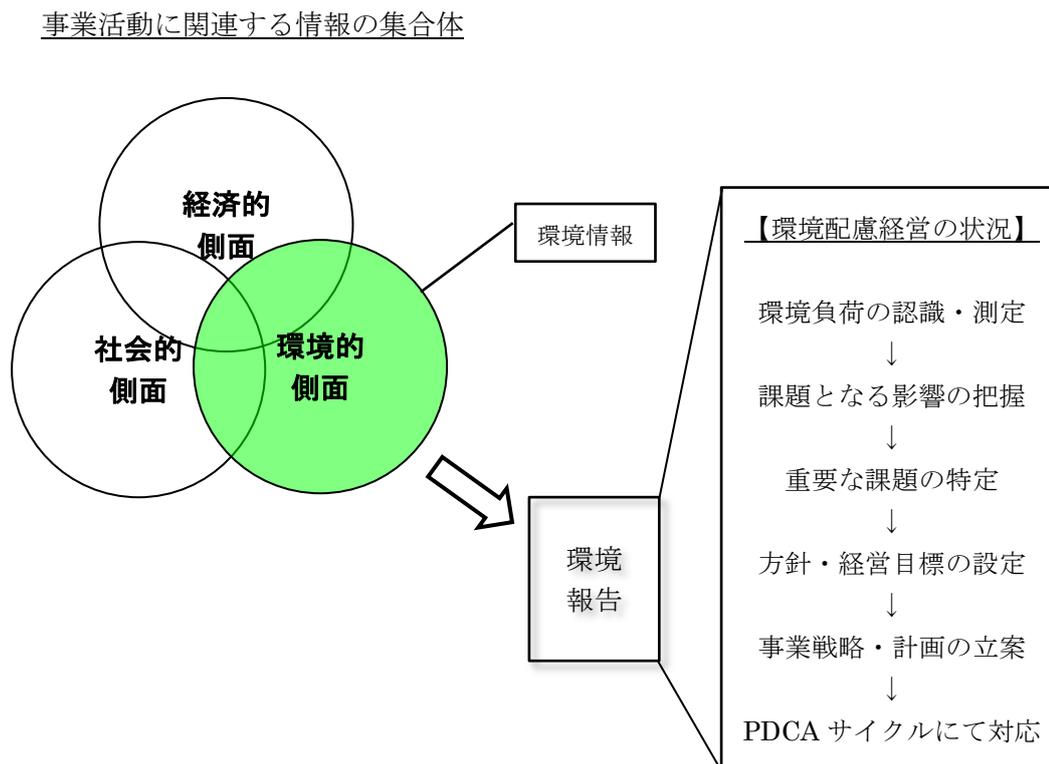
解説：環境報告と環境配慮経営

環境配慮経営は、事業活動のうち環境の視点から抽出される活動の集合体であるとも言えます。つまり、実際に認識・測定された環境負荷（自然資源の利用を含む）に対して、事業上の課題となり得る影響を把握し、重要な課題を特定して、その課題に経営活動の中で目標・指標等を設定し、計画的にPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルにて対応していく、この一連の行為がまさに環境配慮経営であると考えられます。

また、序章で説明したとおり、環境情報は事業者の事業活動に関わる情報から、環境の視点により抽出された情報です。この環境情報には、環境配慮経営の状況を説明するために必要な情報、すなわち事業活動における環境的側面の影響や削減・管理などの活動、及び関連する経済・社会的側面の影響や活動に関する情報が含まれます。

事業者は、本ガイドラインに則り、これらの環境情報に基づく環境報告を実施することにより、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を説明することによって、環境配慮経営における一連の行為の状況を利用者に伝えることができるようになります。

図 1 環境配慮経営と環境報告の関係イメージ



(2) 環境配慮経営の方向性

環境配慮経営は、環境問題が世界的に深刻化するにつれ、事業活動のリスクと収益獲得の機会に密接に関わることから、事業活動に一体的に組み込まれて戦略的に展開される傾向が強くなっています。各事業者が環境配慮経営を実践して行く上で、今後の重点事項としては、以下の5つが挙げられます。

- ① 経営責任者のリーダーシップ
- ② 環境と経営の戦略的統合
- ③ ステークホルダーへの対応
- ④ バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避
- ⑤ 持続可能な資源・エネルギー利用

なお、事業者が従業員や取引先の協力を得ながら、これらの重要事項を継続的かつ確実に実践していくためには、そのための「組織体制とガバナンス」の構築が必要です。

※①～⑤の各項目の説明は、次ページに記載しています。

解説：環境配慮経営の重点事項

事業者が配慮すべき環境課題は、今後、社会的な課題との関連が強まるなど複雑化かつ多様化することが予想されます。また、事業者に課せられる責任範囲も、自社の活動範囲のみならず、より広範囲に渡って行くこと可能性もあります。

この環境課題に的確に対応するためには、より中長期の時間軸で予防的に対応し、またより広範囲なバリューチェーンを視野に入れ、さらに戦略的に経営資源を配分し、環境配慮経営を効率的に実践する必要があります。また、関連して発生するリスクや機会に的確に対処できれば、自らの持続可能性を高めることにつながります。

なお、上記の5つの重点事項うち①～④及び組織体制とガバナンスは、環境的側面に限定されたものではなく、経済的側面及び社会的側面の課題に対しても同様に重要な事項として位置付けられます。そのため、経営全般の重要事項とも考えられます。また、⑤は環境保全と経済成長の両立を図る上で、ますます取組が重要になってくる課題であると考えられます。

参考：環境配慮経営の発展ステップ

環境配慮経営を進める上での参考として発展の移行ステップを時間軸・範囲・戦略性でモデル化すれば、以下のようになります。事業者が環境配慮経営を展開するに当たっては、より上位のレベルとなるように努めていくことが望まれます。

レベル	I	II	III
類型	外部の要請等、事業上の必須事項を実施	短期かつ限定された範囲で重点的に実施	中長期かつ広い範囲で戦略的に実施
内容例	水・大気、化学物質など法令遵守や取引先要請等により、自社の狭い範囲で環境配慮行動を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的の効果を得やすい環境配慮行動を事業活動内に限定して実施	中長期かつバリューチェーン全体にて重要な課題を特定し、経営戦略に組み込み、かつ取引先とも協力して実施

解説：環境配慮経営の重要な事項

① 経営責任者のリーダーシップ

事業者が解決困難な様々な社会変化と対峙し、同時に自らの持続可能な成長を遂げるためには、経営責任者のリーダーシップが一層不可欠となります。環境配慮経営には期間の異なる組織的課題が多く含まれ、中長期に渡る全社のかつ抜本的な取組を必要とします。そのため、経営責任者には将来に渡る社会変化への対応と自社の社会的責任への認識を反映した明確な経営ビジョンを全社で共有し、強いリーダーシップによって環境配慮経営に取り組むことが求められます。

② 環境と経営の戦略的統合

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となります。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境配慮志向へ変容させる必要があります。その結果、環境配慮的な原材料調達や環境配慮型製品・サービスの市場供給等によって、社会全体の環境負荷低減に貢献することが可能になります。そのためには、事業戦略に環境配慮の考え方を組み込んで、経営活動と環境配慮行動を戦略的に統合した環境配慮経営を遂行していくことが必要になります。

③ ステークホルダーへの対応

事業が安定的に営まれるためには、事業者を取り巻くステークホルダーへの期待に的確に応える必要がありますが、今後は事業者を取り巻く経営環境の変化がより複雑化して、事業に影響する課題を特定することが困難になる状況が想定されます。そのため、事業者は特定のステークホルダーの意見や要請に偏重し過ぎることなく、様々なステークホルダーからの要請を真摯に理解するように努め、何が重要な課題であるかを的確に判断し、誠実に対応していくことで、その要請を経営に活かしていくことが必要です。

④ バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避

社会からの監視の強化、拡大生産者責任の増大、化学物質*などの規制強化などに伴い、原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでライフサイクルのすべての段階で、資源消費と環境負荷の実態を把握し、それらを一元的に削減管理することが重要となります。また、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことにも配慮が必要です。このような課題に的確に対応し、リスク回避と収益獲得を実現していくためには、バリューチェーン全体を視野に入れ、かつ総合的に全体最適となるような方法で環境配慮経営を実践することが不可欠です。

⑤ 持続可能な資源・エネルギー利用

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、事業者の持続可能性にとって深刻なリスク要因にもなる可能性があります。また、社会全体としても、経済成長が資源・エネルギー利用と環境負荷の増大に結びつかないようにすることが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています。そのため、事業者は事業活動において、自然資源の持続可能な利用と、より少ない資源の利用と消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組む、持続可能な成長を目指していく必要があります。

3. ステークホルダーと環境報告

ステークホルダーとは、事業者やその活動に影響を与えたり、またはそれらに影響を受ける個人又はグループであり、事業者にとって利害関係を有する個人又はグループをいいます。これらの利害関係者としては、消費者、投資家、取引先、従業員、地域社会、行政機関等が考えられます。

事業者は説明責任を果たすため、環境報告により環境情報をステークホルダーに提供します。また、ステークホルダーは環境報告を利用することにより、さまざまな意思決定や判断に必要な情報を入手することができます。

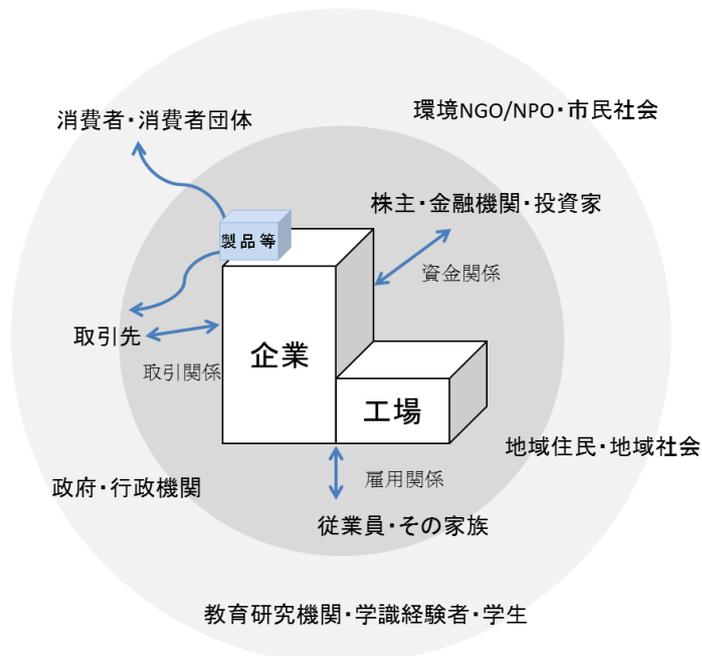
解説：ステークホルダーと環境報告の利用者

環境報告により、事業者は多くのステークホルダーに対して、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮等の取組状況を説明することが可能となります。また、環境報告に関してステークホルダーからのフィードバックを受けることにより、事業者とステークホルダーの相互理解や環境配慮経営を進展させることが期待されます。

しかし、個々のステークホルダーが必要とする情報内容や開示水準、さらに冊子やウェブといった公表媒体に対する要望は極めて多様であり、すべてのステークホルダーの満足を得ることは困難です。例えば、投資家であれば経営全体に関連する事項に関心があり、地域住民であれば近隣の工場等に関連する事項に関心があります。また、全事業所を集約した情報だけではなく、地区や事業別の詳細情報も、適切な理解のためには必要となる場合があります。

このように表示の仕方や開示する媒体等には複数の選択肢があります。事業者が説明責任を適切に果たしていくためには、環境報告の利用者であるステークホルダーの要請を勘案して、利用者のニーズに合った最適な形で情報提供していくことが期待されます。

図 2 ステークホルダーとの関係イメージ



解説：ステークホルダーの種類と事業者との関係

事業者を取り巻くステークホルダーには、例えば以下のような個人やグループがあり、それぞれが事業者と関わりを持っています。また、例示したステークホルダー以外にも、生態系を含む社会全体との関わりもあります。

消費者・消費者団体

消費者は、環境に配慮した製品・サービス等を購入する主体となります。とくに、製品情報に関心を持ちます。また、消費者団体は、製品・サービス等や事業者の環境配慮等に関する情報を消費者に提供することにより、消費行動における注意喚起や環境に良い製品・サービス等を斡旋したりしています。

株主・金融機関・投資家

株主、金融機関、投資家は、事業者にとって資金提供者となり、何らかの形で経営に関与する主体となります。近年、企業を環境・社会など複合的に評価し、投融資を行おうとする動きが広がりつつあり、「環境」が財務に及ぼす影響について関心を強く持ちます。

取引先

取引先は、バリューチェーンマネジメントの必要性から、グリーン調達等による環境配慮評価、環境配慮製品・サービスの購入等によって共に環境配慮経営を推進するパートナーとなります。とくに化学物質等の規制対応や温室効果ガス排出の状況等、環境配慮経営や環境リスクに関する情報に関心を持ちます。

従業員・その家族

従業員は、環境配慮経営を組織的に進めていく主体となり、その家族も環境配慮行動の理解者かつ推進者となります。従業員は、経営者の考えや環境配慮の取組などに関心があります。また、従業員の環境意識の向上は、継続的な環境配慮等の取組につながります。

地域住民・地域社会

地域住民は、工場等からの汚染の有無、公害防止対策、そして災害事故時の地域への影響等について、生活環境の保全の観点から関心を持っています。事業者は、これらの情報を分かりやすく提供することにより、地域社会から信頼され、かつ地域の一員として円滑なコミュニケーションを図ることができます。

政府・行政機関

政府は、国として環境課題に対する行政の方向性や対策等を決定します。また、国または地方公共団体などの行政機関は、事業者への環境配慮等の取組促進策を施行すると共に、規制等の設定主体となります。いずれも、事業者の事業活動に大きく影響を及ぼし得る主体となります。

教育研究機関・学識経験者・学生

教育研究機関は、環境に関する新技術の開発や将来世代への環境教育を協働で行うパートナーです。学識経験者は、知見に基づいて事業者に助言等を行うほか、客観的な立場から環境配慮等の取組を評価する役割も担います。学生は、とくに就職を希望する事業者の環境配慮等の取組に関心を持ちます。

環境 NGO/NPO・市民団体

環境 NGO などの団体は、環境・社会問題に関するオピニオンリーダーとして、また世間に分かりやすく伝えるインタープリター（通訳者）として、社会的な役割を果たします。これらの団体等は、事業者の環境配慮経営の監視役でもあり、また事業者と協働で環境問題の解決に当たる協力者でもあります。